

令和 7 年第 1 回南幌町議会定例会議事日程

令和 7 年 3 月 5 日（水）

午 前 9 時 3 0 分 開 議

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般報告	
		1 会務報告	
		2 例月出納検査結果報告	
		3 町長一般行政報告	
4		令和 7 年度町政執行方針	
5		令和 7 年度教育行政執行方針	
6	議案第 1 号	令和 6 年度南幌町一般会計補正予算（第 1 1 号）	
7	議案第 2 号	令和 6 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	
8	議案第 3 号	令和 6 年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
9	議案第 4 号	令和 6 年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	
1 0	議案第 5 号	令和 6 年度南幌町下水道事業会計補正予算（第 3 号）	
1 1	議案第 6 号	令和 6 年度南幌町病院事業会計補正予算（第 3 号）	
1 2	議案第 7 号	南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
1 3	議案第 8 号	職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について	
1 4	議案第 9 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	
1 5	議案第 1 0 号	常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
1 6	議案第 1 1 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	
1 7	議案第 1 2 号	職員の寒冷地手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について	

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
1 8	議案第 1 3 号	南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について	
1 9	議案第 1 4 号	令和 7 年度南幌町一般会計予算	
2 0	議案第 1 5 号	令和 7 年度南幌町国民健康保険特別会計予算	
2 1	議案第 1 6 号	令和 7 年度南幌町病院事業会計予算	
2 2	議案第 1 7 号	令和 7 年度南幌町介護保険特別会計予算	
2 3	議案第 1 8 号	令和 7 年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算	
2 4	議案第 1 9 号	令和 7 年度南幌町下水道事業会計予算	
2 5		一般質問	
2 6	議案第 2 0 号	南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	
2 7	議案第 2 1 号	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
2 8	議案第 2 2 号	南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	
2 9	議案第 2 3 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
3 0	議案第 2 4 号	町道路線の変更について	
3 1	議案第 2 5 号	南空知葬斎組合規約の変更について	
3 2	議案第 2 6 号	岩見沢市と南幌町における定住自立圏の形成に関する協定の締結について	
3 3	議案第 2 7 号	監査委員の選任について	
3 4	議案第 2 8 号	公平委員会委員の選任について	
3 5	発議第 1 号	南幌町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	
3 6	発議第 2 号	議員の派遣承認について	
3 7	発議第 3 号	議員の派遣承認について	
3 8	発議第 4 号	議員の派遣承認について	
3 9	発議第 5 号	総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査について	

諸般報告 1

会 務 報 告

月	日	内 容
1	2月20日	第5回議会臨時会を開催した。
	同 日	全員協議会を開催した。
	同 日	議会運営委員会所管事務調査を実施した。
	同 日	総務常任委員会所管事務調査を実施した。
	25日	南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
1	月 6日	南幌消防団出初式に各議員出席し、議長祝辞を述べた。
	7日	広報特別委員会を開催した。
	8日	総務常任委員会所管事務調査を実施した。
	10日	産業経済常任委員会所管事務調査を実施した。
	12日	南幌町二十歳を祝う会に各議員出席し、議長祝辞を述べた。
	16日	広報特別委員会を開催した。
	17日	空知町村議会議長会役員会が本町で開催され、議長出席した。
	22日	議会運営委員会所管事務調査を実施した。
	28日	芽室町議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
	29日	全員協議会を開催した。
	30日	南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
	同 日	空知町村議会議長会定期総会が浦臼町で開催され、議長出席した。
2	月1～4日	姉妹町熊本県多良木町との児童交流学習事業歓迎レセプション等に各議員出席した。
	4日	総務常任委員会所管事務調査を実施した。
	5日	議会運営委員会所管事務調査を実施した。
	7日	北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会が札幌市で開催され、関係議員出席した。
	13日	産業経済常任委員会所管事務調査を実施した。
	14日	広報特別委員会を開催した。
	同 日	総務常任委員会所管事務調査を実施した。
	17日	南空知消防組合議会定例会が栗山町で開催され、関係議員出席した。

- 同 日 石狩東部広域水道企業団議会定例会が恵庭市で開催され、議長出席した。
- 19日 全員協議会を開催した。
- 20日 南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
- 同 日 道央廃棄物処理組合議会定例会が長沼町で開催され、関係議員出席した。
- 21日 南空知公衆衛生組合議会定例会が長沼町で開催され、関係議員出席した。
- 24日 議会報告懇談会を開催した。
- 25日 議会評価提言者会議を開催した。
- 26日 議会運営委員会を開催した。
- 同 日 南空知葬斎組合議会定例会が由仁町で開催され、関係議員出席した。
- 同 日 長幌上水道企業団議会定例会が長沼町で開催され、関係議員出席した。

諸般報告 2

例月出納検査結果報告について

このことについて、令和7年1月21日及び令和7年2月17日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告があったので報告する。

令和7年3月5日提出

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

南 監 査 号
令和 7 年 1 月 2 1 日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
〃 加 藤 真 悟



例月出納検査の結果について

令和 7 年 1 月 2 1 日に執行した令和 6 年 1 2 月分の例月出納検査結果を、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和 6 年 1 2 月 3 1 日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和 7 年 1 月 2 1 日 | |
| 3 検査意見 | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 | |

令和6年度

現金出納状況

令和6年12月31日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	果計	前月までの払高	本月中払高	果計		一時借入金等	金 額	
一般会計	4,891,474,866	468,220,867	5,359,695,733	4,292,735,579	859,732,263	5,152,467,842	207,227,891			280,227,891
国保会計	593,935,620	162,472,653	756,408,273	590,922,583	157,716,800	748,639,383	7,768,890		73,000,000	△ 65,231,110
介護保険会計	512,677,992	66,682,400	579,360,392	502,887,559	73,251,227	576,138,786	3,221,606		0	3,221,606
後期高齢者会計	63,542,403	27,659,500	91,201,903	62,796,656	24,443,134	87,239,790	3,962,113		0	3,962,113
歳入歳出外	325,189,832	72,845,341	398,035,173	260,987,393	41,961,472	302,948,865	95,086,308		0	95,086,308
合計	6,386,820,713	797,880,761	7,184,701,474	5,710,329,770	1,157,104,896	6,867,434,666	317,266,808		0	317,266,808
一時借入金								現金(つり銭)		285,000
南幌町農協			財政調整基金	514,940,887	農業支援対策基金	872,662		現金		10,577,400
空知農協			減価償却基金	14,672,466	ふるさと応援基金	233,128,603		現金		6,801,200
知農協			教育振興基金	3,760,460	森林環境護与税基金	2,820,692		現金		299,603,208
			地域福祉振興基金	13,316,241	消防防災対策基金	10,000,000				
			南幌温泉ハート&ハート基金	49,595,236	国民健康保険事業特別会計基金	135,180,796				
合計		0	中山間ふるさと水と土保基金	10,671,315	介護給付費等準備基金	97,868,923	合計		合計	317,266,808

令和6年度

下水道事業会計

令和6年12月31日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	果計	前月までの払高	本月中払高	果計		一時借入金等	金 額	
下水道事業(預金)	266,143,567	159,109,744	425,253,311	251,105,437	142,741,982	393,847,419	31,405,892			31,405,892
下水道事業(現金)	0	0	0	0	0	0	0			0
下水道事業(預り金)	468,600	0	468,600	468,600	0	468,600	0			0
計	266,612,167	159,109,744	425,721,911	251,574,037	142,741,982	394,316,019	31,405,892			31,405,892
借入金								現金		金 額
南幌町農協								現金	31,405,892	0
計								合計	0	31,405,892

令和6年度

病院事業会計

令和6年12月31日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	果計	前月までの払高	本月中払高	果計		一時借入金等	金 額	
病院事業(預金)	988,881,793	83,358,204	1,072,239,997	437,274,826	105,011,744	542,286,570	529,953,427			529,953,427
病院事業(現金)	70,000	0	70,000	0	0	0	70,000			70,000
病院事業(預り金)	51,086,412	15,170,255	66,256,667	48,313,193	12,634,024	60,947,217	5,309,450			5,309,450
計	1,040,038,205	98,528,459	1,138,566,664	485,588,019	117,645,768	603,233,787	535,332,877			535,332,877
借入金								現金		金 額
空知信金								現金	385,262,877	70,000
計								合計	150,000,000	535,332,877

南 監 査 号
令和 7 年 2 月 1 7 日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
〃 加 藤 真 悟



例月出納検査の結果について

令和 7 年 2 月 1 7 日に執行した令和 7 年 1 月分の例月出納検査結果を、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和 7 年 1 月 3 1 日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和 7 年 2 月 1 7 日 | |
| 3 検査意見 | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 | |

令和6年度

現金出納状況

令和7年1月31日現在 (単位:円)

区 分	入				出				残 高	一時借入・会計間流充用額		実 残 高
	歳 入				歳 出					金 額		
	前月までの受高	本 月 中 受 高	累 計	前月までの払高	本 月 中 払 高	累 計						
一 般 会 計	5,359,695,733	677,171,304	6,036,867,037	5,152,467,842	447,911,213	5,600,379,055	436,487,982			△ 73,000,000		509,487,982
国 保 会 計	756,408,273	67,219,173	823,627,446	748,639,383	46,937,593	795,576,976	28,050,470	一般会計より		73,000,000		△ 44,949,530
介護保険会計	579,360,392	79,286,400	658,646,792	576,138,786	73,913,196	650,051,982	8,594,810	一般会計より		0		8,594,810
後期高齢者会計	91,201,903	14,895,200	106,097,103	87,239,790	17,443,210	104,683,000	1,414,103	一般会計より		0		1,414,103
歳入歳出外	398,035,173	14,735,239	412,770,412	302,948,865	42,378,807	345,327,672	67,442,740			0		67,442,740
合 計	7,184,701,474	853,307,316	8,038,008,790	6,867,434,666	628,584,019	7,496,018,685	541,990,105			0		541,990,105
一 時 借 入 金	先 協	基 金	名 称	金 額	名 称	金 額	名 称	金 額	歳 計 現	現金(つり銭)		285,000
	南 幌 町 農 協	財 政 調 整 基 金	0	農 業 支 援 対 策 基 金		872,662			信 金 定 期 預 金	信 金 定 期 預 金		10,577,400
	空 知 信 金	減 價 基 金	14,674,023	ふるさと応援基金		233,128,603			農 協 定 期 預 金	農 協 定 期 預 金		6,801,200
		の 教 育 振 興 基 金	3,760,460	森林環境譲与税基金		2,820,692			金 金	農 協 普 通 預 金		524,326,505
		の 保 管	地 域 福 祉 振 興 基 金	13,316,241	消 防 災 対 策 基 金	10,000,000			の 保 管			
合 計		南 幌 温 泉 ハート & ハート 基 金	49,600,501	国民健康保険事業特別会計基金	135,180,796				合 計	合 計		541,990,105
		中山間ふるさと水と土保基金	10,671,315	介護給付費等準備基金	97,868,923							

令和6年度

下水道事業会計

令和7年1月31日現在 (単位:円)

区分	歳入				歳出				残高		一時借入・会計間流充用額		実残高
	前月までの受高		果計	前月までの払高	本月中払高	累計	残高	区分	金 額	区分	金 額		
	本 月	中 受 高											
下水道事業（預金）	425,253,311	6,110,827	431,364,138	393,847,419	7,066,738	400,914,157	30,449,981					30,449,981	
下水道事業（現金）	0	0	0	0	0	0	0					0	
下水道事業（預り金）	468,600	0	468,600	468,600	0	468,600	0					0	
計	425,721,911	6,110,827	431,832,738	394,316,019	7,066,738	401,382,757	30,449,981					30,449,981	
借入先	金 額	名 称	金 額	名 称	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額		
入	180,000,000					農協普通預金	30,449,981	現 金				0	
南幌町農協	180,000,000			合 計	0	農協定期預金		合 計				30,449,981	
計													

令和6年度

病院事業会計

令和7年1月31日現在 (単位:円)

区分	歳入				歳出				残高		一時借入・会計間流充用額		実残高
	前月までの受高			果計	前月までの私高			本月中私高	果計	区分		金 額	
	金 額	基の保	金 額	名 称	金 額	金 額	名 称	金 額	信金普通預金	信金定期預金	現 金	金 額	
病院事業(預金)	1,072,239,997		44,541,172	1,116,781,169		542,286,570	57,453,035	599,739,605				517,041,564	517,041,564
病院事業(現金)	70,000		0	70,000		0	0	0				70,000	70,000
病院事業(預り金)	66,256,667		5,753,066	72,009,733		60,947,217	7,953,975	68,901,192				3,108,541	3,108,541
計	1,138,566,664		50,294,238	1,188,860,902		603,233,787	65,407,010	668,640,797				520,220,105	520,220,105
借入先	金 額	基の保	金 額	名 称	金 額	金 額	名 称	金 額	区分	金 額	金 額	金 額	金 額
空知信金		0							信金普通預金	信金定期預金	現 金	370,150,105	70,000
計						合計	合計	合計	信金定期預金	信金定期預金	合計	150,000,000	520,220,105

議案第 7 号

南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 4 年南幌町条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成４年南幌町条例第１号）の一部を次のように改正する。

- 第４条第１項中「別表に定める」を削り、同条第２項を次のように改める。
- ２ 前項に規定する旅費の支給は、職員等の旅費に関する条例（令和７年南幌町条例第 号）第１条に規定する職員及び職員以外の者の例による。

第４条第３項を削る。

別表を削る。

附 則
この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、必要な措置を講ずるため、本案を提案するものである。

議案第 8 号

職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について

職員等の旅費に関する条例（平成 4 年南幌町条例第 1 0 号）の全部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（平成４年南幌町条例第１０号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第１章 総則（第１条―第８条）
- 第２章 旅費の内容（第９条―第２０条）
- 第３章 雑則（第２１条―第２９条）
- 附則

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、別に定めがある場合を除くほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０４条の規定に基づく職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （２） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （３） 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- （４） 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- （５） 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又は遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- （６） 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚

姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3か月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合そ

の他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

（1） 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2） 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 その他の交通費は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は定額により支給する。
- 6 宿泊費は、第13条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。
- 7 包括宿泊費は、第14条に規定する合計額により支給する。
- 8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。
- 10 着後滞在費は、第17条に規定する額を支給する。
- 11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。
- 12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。
- 13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種類及び次章に定める内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並

びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第2章 旅費の内容

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1

項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
 - (2) 急行料金
 - (3) 寝台料金
 - (4) 座席指定料金
 - (5) 特別車両料金（町長、副町長及び教育長に限る。）
 - (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合にあって運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には最下級（町長、副町長及び教育長が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が 3 以上に区分された鉄道により町長、副町長及び教育長以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第 10 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
 - (2) 寝台料金
 - (3) 座席指定料金
 - (4) 特別船室料金（町長、副町長及び教育長に限る。）
 - (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合にあって運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には最下級（町長、副町長及び教育長が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が 3 以上に区分された船舶により町長、副町長及び教育長が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された航空機により町長、副町長及び教育長が移動するときは最上級（等級が3以上に区分された航空機により町長、副町長及び教育長が移動するときは最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、公務について自家用の自動車を使用して旅行した場合の車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。

3 前項の車賃は、全路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1に規定する額（以下「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から前条までの規定による費用の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第2で定める1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第2のとおりとする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、

次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第15条までの費用及び前条の費用の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第19条 渡航雑費は外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第3の定額とする。

第3章 雑則

（退職者等の旅費）

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3か月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰往について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（証人等の旅費）

第23条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、旅行命令権者が町長の

承認を得て定める旅費とする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の

額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(監督)

第28条 町長は、この条例の適正な執行を確保するため、任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実施監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(南幌町第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 6 南幌町第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年南幌町条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「職員等の旅費に関する条例（平成 4 年南幌町条例第 1 0 号）」を「職員等の旅費に関する条例（令和 7 年南幌町条例第 号）」に改める。

(南幌町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

- 7 南幌町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年南幌町条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「職員等の旅費に関する条例（平成 4 年南幌町条例第 1 0 号）」を「職員等の旅費に関する条例（令和 7 年南幌町条例第 号）」に改める。

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

- 8 固定資産評価審査委員会条例（昭和 4 6 年南幌町条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「職員等の旅費に関する条例（平成 4 年南幌町条例第 1 0 号）」を「職員等の旅費に関する条例（令和 7 年南幌町条例第 号）」に改める。

別表第 1（第 1 3 条関係）

宿泊費基準額

1 本邦

区分	宿泊費基準額（1 夜につき）
北海道	1 3, 0 0 0 円
青森県	1 1, 0 0 0 円
岩手県	9, 0 0 0 円
宮城県	1 0, 0 0 0 円
秋田県	1 1, 0 0 0 円
山形県	1 0, 0 0 0 円
福島県	8, 0 0 0 円
茨城県	1 1, 0 0 0 円
栃木県	1 0, 0 0 0 円
群馬県	1 0, 0 0 0 円
埼玉県	1 9, 0 0 0 円
千葉県	1 7, 0 0 0 円

東京都	1 9, 0 0 0 円
神奈川県	1 6, 0 0 0 円
新潟県	1 6, 0 0 0 円
富山県	1 1, 0 0 0 円
石川県	9, 0 0 0 円
福井県	1 0, 0 0 0 円
山梨県	1 2, 0 0 0 円
長野県	1 1, 0 0 0 円
岐阜県	1 3, 0 0 0 円
静岡県	9, 0 0 0 円
愛知県	1 1, 0 0 0 円
三重県	9, 0 0 0 円
滋賀県	1 1, 0 0 0 円
京都府	1 9, 0 0 0 円
大阪府	1 3, 0 0 0 円
兵庫県	1 2, 0 0 0 円
奈良県	1 1, 0 0 0 円
和歌山県	1 1, 0 0 0 円
鳥取県	8, 0 0 0 円
島根県	9, 0 0 0 円
岡山県	1 0, 0 0 0 円
広島県	1 3, 0 0 0 円
山口県	8, 0 0 0 円
徳島県	1 0, 0 0 0 円
香川県	1 5, 0 0 0 円
愛媛県	1 0, 0 0 0 円
高知県	1 1, 0 0 0 円
福岡県	1 8, 0 0 0 円
佐賀県	1 1, 0 0 0 円
長崎県	1 1, 0 0 0 円
熊本県	1 4, 0 0 0 円
大分県	1 1, 0 0 0 円
宮崎県	1 2, 0 0 0 円

鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

2 外国

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
全ての地	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。）別表第2職務の級が10級以下の者の欄に規定する額

別表第2（第15条関係）

宿泊手当

1 本邦

区分	宿泊手当（1夜につき）
全ての地	2,400円

2 外国

区分	宿泊手当（1夜につき）
全ての地	支給規程別表第3に規定する額

別表第3（第20条関係）

死亡手当

区分	死亡手当
全ての者	930,000円

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正に伴い、必要な措置を講ずるため、本案を提案するものである。

議案第 9 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 5 年
南幌町条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４５年
南幌町条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第１条、第５条関係）

種別		報酬額		費用弁償
		区分	金額	
１ 教育委員会	職務代理者	月額	円 ４８，０００	町長等相当旅費額とする。
	委員		４６，０００	
２ 農業委員会	会長		６１，０００	
	会長代理		４８，０００	
	委員		４６，０００	
３ 監査委員	識見を有する者		６５，０００	
	議会選出者		５１，０００	
４ 選挙管理委員会 公平委員会	委員長	日額	８，４００	
		半日額	４，２００	

固定資産評価審査委員会	委員	日額	7, 3 0 0
情報公開・個人情報保護審査会		半日額	3, 7 0 0
5 国民健康保険運営協議会	委員長	日額	8, 1 0 0
スポーツ推進委員会		半日額	4, 1 0 0
社会教育審議会	委員	日額	7, 2 0 0
		半日額	3, 6 0 0
6 専門委員会		日額	7, 1 0 0
		半日額	3, 6 0 0
7 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて設置された附属機関の委員及びその他の法に基づいて設置された構成員で本表中、他の各項に該当しないもの（別に規定がある場合は除く。）		日額	7, 1 0 0
		半日額	3, 6 0 0
8 期日前投票管理者		日額	1 1, 3 0 0
9 投票管理者			1 2, 8 0 0
1 0 開票管理者 選挙長			1 0, 8 0 0
1 1 期日前投票立会人			9, 6 0 0
1 2 投票立会人			1 0, 9 0 0 以下

13 開票立会人 選挙立会人		8,900	
14 嘱託医師		予算の範囲内で 町長が定める額	職員等の 旅費額の 範囲内で 町長が定 める。
15 その他	日額	10,000 以下	職員等の 旅費額の 範囲内で 町長が定 める。
	月額	360,000 以下	
	年額	300,000 以下	

報酬額中、年額の始期、終期は1月1日から12月31日までとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

南幌町特別職報酬等審議会の答申に鑑み、報酬の額を改定するため、本案を提案するものである。

議案第 10 号

常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

常勤特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 41 年南幌町条例第 19 号）
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職の職員の給与等に関する条例（昭和41年南幌町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「754,000円」を「792,000円」に、「623,000円」を「655,000円」に、「571,000円」を「600,000円」に改め、同条第2項中「及び住居手当」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

南幌町特別職報酬等審議会の答申に鑑み、給料月額を改定するため、本案を提案するものである。

議案第 1 1 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和27年南幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号を1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「、前項第1号及び第3号から第6号まで」を「、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれか」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 扶養手当の支給は、職員が新たに職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第10条の4第1項第1号中「有料の道路（以下この項及び次項）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「いう。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるとき

は、支給単位期間につき、５５，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１か月当たりの運賃等相当額の合計額が５５，０００円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を「いう。）」に改め、同項第３号中「（１か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第６項を第７項とし、第３項から第５項までを１項ずつ繰り下げ、第２項の次に次の１項を加える。

３ 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が１５万円を超える職員の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第１５条の２中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後１０時から翌日の」に改め、「５時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、同条第３項中「定める額」の次に「（前２項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を加え、同項第１号中「（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を削る。

第２０条の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「及び第９条から第１０条の２まで」を「、第９条及び第１０条」に改め、「及び地方公務員の育児休業等に関する法律第１８条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」を削る。

別表第１を次のように改める。
別表第１（第５条関係）

行政職給料表（一）

職員の	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
-----	------	----	----	----	----	----	----

区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400

35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700

70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349, 800			
98		300, 600	350, 200			
99		301, 000	350, 600			
100		301, 400	351, 000			
101		301, 600	351, 500			
102		301, 900	351, 900			
103		302, 200	352, 300			
104		302, 500	352, 700			

	105		302, 700	353, 200			
	106		303, 000	353, 600			
	107		303, 300	353, 900			
	108		303, 600	354, 200			
	109		303, 800	354, 700			
	110		304, 200				
	111		304, 600				
	112		304, 900				
	113		305, 100				
	114		305, 300				
	115		305, 600				
	116		306, 000				
	117		306, 200				
	118		306, 400				
	119		306, 700				
	120		307, 000				
	121		307, 400				
	122		307, 600				
	123		307, 900				
	124		308, 200				
	125		308, 500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600

この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 （第 5 条関係）

医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時	1	188, 600	227, 400	263, 000	281, 800	315, 000
	2	190, 700	228, 700	263, 800	282, 600	316, 400

間勤務職員以外の職員	3	192, 800	230, 000	264, 600	283, 400	317, 800
	4	194, 900	231, 300	265, 400	284, 100	319, 200
	5	196, 900	232, 500	266, 200	284, 800	320, 600
	6	198, 900	233, 600	267, 000	285, 500	322, 200
	7	200, 900	234, 600	267, 800	286, 200	323, 700
	8	202, 700	235, 600	268, 600	287, 000	325, 200
	9	204, 500	236, 700	269, 400	287, 800	326, 700
	10	206, 400	237, 900	270, 200	288, 600	328, 300
	11	208, 300	239, 200	271, 000	289, 400	329, 800
	12	210, 400	240, 500	271, 800	290, 100	331, 300
	13	212, 100	241, 800	272, 600	290, 800	332, 800
	14	214, 100	243, 100	273, 400	291, 900	334, 400
	15	216, 300	244, 400	274, 200	293, 000	335, 900
	16	218, 400	245, 600	275, 000	294, 200	337, 400
	17	220, 500	246, 800	275, 800	295, 400	338, 900
	18	221, 600	248, 000	276, 600	296, 600	340, 500
	19	222, 700	249, 200	277, 400	297, 800	342, 100
	20	223, 800	250, 400	278, 200	299, 000	343, 600
	21	224, 900	251, 500	279, 000	300, 200	344, 900
	22	225, 800	252, 400	279, 900	301, 400	346, 400
	23	226, 700	253, 200	280, 800	302, 600	347, 900
	24	227, 600	254, 000	281, 600	303, 800	349, 400
	25	228, 500	254, 800	282, 400	305, 000	350, 900
	26	229, 400	255, 600	283, 300	306, 200	352, 400
	27	230, 300	256, 400	284, 200	307, 300	353, 900
	28	231, 200	257, 200	285, 000	308, 500	355, 300
	29	232, 100	258, 000	285, 800	309, 800	356, 700
	30	233, 000	258, 800	286, 900	311, 000	358, 300
	31	233, 900	259, 600	287, 900	312, 200	359, 800
	32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400	361, 300
	33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600	362, 500
	34	236, 400	262, 000	291, 000	315, 700	363, 600
	35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800
	36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900
	37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900

38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700
39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700
40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800
41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600

73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900	
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100	
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400	
81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900	
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200	
83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500	
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800	
85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200	
86		294, 100	331, 700	352, 500	
87		294, 300	332, 000	352, 800	
88		294, 500	332, 300	353, 100	
89		294, 900	332, 600	353, 500	
90		295, 100	332, 800	353, 800	
91		295, 300	333, 200	354, 100	
92		295, 500	333, 500	354, 400	
93		295, 900	333, 700	354, 700	
94		296, 100	334, 000	355, 100	
95		296, 300	334, 300	355, 500	
96		296, 600	334, 600	355, 900	
97		296, 900	334, 800	356, 400	
98		297, 100	335, 100	356, 800	
99		297, 300	335, 400	357, 200	
100		297, 600	335, 600	357, 600	
101		297, 900	335, 800	358, 100	
102		298, 100	336, 000		
103		298, 300	336, 400		
104		298, 600	336, 600		
105		298, 900	336, 800		
106			337, 200		
107			337, 600		

	108			338, 000		
	109			338, 200		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		193, 000	219, 600	248, 100	261, 700	287, 300

この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士その他これらに準ずる職員に適用する。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5 （第 5 条関係）

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	207, 700	240, 600	281, 800	295, 200	319, 300
	2	209, 600	242, 800	282, 300	295, 800	320, 300
	3	211, 400	245, 000	282, 800	296, 400	321, 300
	4	213, 100	247, 200	283, 300	296, 900	322, 300
	5	214, 800	249, 400	283, 800	297, 400	323, 300
	6	216, 700	250, 400	284, 300	298, 000	324, 500
	7	218, 500	251, 300	284, 800	298, 600	325, 700
	8	220, 200	252, 200	285, 300	299, 100	326, 900
	9	221, 900	253, 100	285, 800	299, 600	328, 000
	10	223, 900	254, 300	286, 300	300, 200	329, 200
	11	225, 800	255, 400	286, 800	300, 800	330, 300
	12	227, 700	256, 300	287, 300	301, 300	331, 400
	13	229, 600	257, 100	287, 800	301, 800	332, 500
	14	231, 600	257, 800	288, 300	302, 500	333, 700
	15	233, 600	258, 500	288, 800	303, 200	334, 800
	16	235, 600	259, 400	289, 300	303, 900	335, 900
	17	237, 600	260, 500	289, 800	304, 600	337, 000
	18	239, 600	261, 600	290, 300	305, 500	338, 200
	19	241, 700	262, 700	290, 800	306, 400	339, 300
	20	243, 700	263, 800	291, 300	307, 300	340, 400
	21	245, 600	264, 900	291, 800	308, 100	341, 500

22	246, 800	266, 000	292, 300	309, 000	342, 700
23	248, 000	267, 100	292, 800	309, 900	343, 800
24	249, 100	268, 200	293, 300	310, 800	344, 900
25	250, 200	269, 200	293, 800	311, 600	346, 000
26	251, 100	270, 300	294, 400	312, 500	347, 300
27	252, 000	271, 400	295, 200	313, 400	348, 600
28	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300	349, 900
29	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100	351, 100
30	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200	352, 600
31	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300	354, 100
32	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400	355, 600
33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800
34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300
35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700
36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100
37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400

57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200	
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700	
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000	
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	

92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400	
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900	
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400	
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000	
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400	
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900	
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400	
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000	
110	297, 600	328, 500	362, 600		
111	297, 800	328, 800	363, 100		
112	298, 100	329, 100	363, 500		
113	298, 400	329, 400	363, 900		
114	298, 600	329, 800	364, 300		
115	298, 900	330, 100	364, 800		
116	299, 100	330, 400	365, 300		
117	299, 400	330, 600	365, 700		
118	299, 700	330, 900	366, 200		
119	300, 000	331, 200	366, 700		
120	300, 300	331, 400	367, 200		
121	300, 600	331, 600	367, 500		
122	301, 000	331, 900			
123	301, 300	332, 200			
124	301, 600	332, 500			
125	301, 800	332, 700			
126	302, 000	333, 000			

127	302, 300	333, 400			
128	302, 700	333, 600			
129	302, 900	333, 800			
130	303, 200	334, 000			
131	303, 600	334, 400			
132	304, 000	334, 600			
133	304, 200	334, 900			
134	304, 500	335, 300			
135	304, 800	335, 700			
136	305, 100	336, 100			
137	305, 300	336, 400			
138	305, 600	336, 800			
139	305, 900	337, 200			
140	306, 200	337, 600			
141	306, 400	337, 900			
142	306, 800	338, 300			
143	307, 200	338, 600			
144	307, 500	339, 000			
145	307, 700	339, 300			
146	307, 900	339, 700			
147	308, 200	340, 100			
148	308, 600	340, 500			
149	308, 800	340, 800			
150	309, 000	341, 200			
151	309, 300	341, 600			
152	309, 600	342, 000			
153	310, 000	342, 300			
154	310, 200				
155	310, 400				
156	310, 700				
157	311, 000				
158	311, 300				
159	311, 600				
160	311, 900				
161	312, 300				

	162	312,600				
	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

この表は、保健師、看護師、助産師、准看護師、看護助手に適用する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年南幌町条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、同条第7項中「及び第9条から第10条の2まで」を「、第9条及び第10条」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例別表第1、別表第2及び第3の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）

）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第9条の規定の適用については、同条第2項中「（5）障害の状態にある者」とあるのは「（5）障害の状態にある者（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（委任）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2

1 5	1 1	7	7	3
1 6	1 2	8	8	4
1 7	1 3	9	9	5
1 8	1 4	1 0	1 0	6
1 9	1 5	1 1	1 1	7
2 0	1 6	1 2	1 2	8
2 1	1 7	1 3	1 3	9
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7

5 0	4 6	4 2	4 2	3 8
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2

8 5	8 1	7 7	7 7	7 3
8 6	8 2	7 8	7 8	
8 7	8 3	7 9	7 9	
8 8	8 4	8 0	8 0	
8 9	8 5	8 1	8 1	
9 0	8 6	8 2	8 2	
9 1	8 7	8 3	8 3	
9 2	8 8	8 4	8 4	
9 3	8 9	8 5	8 5	
9 4	9 0			
9 5	9 1			
9 6	9 2			
9 7	9 3			
9 8	9 4			
9 9	9 5			
1 0 0	9 6			
1 0 1	9 7			
1 0 2	9 8			
1 0 3	9 9			
1 0 4	1 0 0			
1 0 5	1 0 1			
1 0 6	1 0 2			
1 0 7	1 0 3			
1 0 8	1 0 4			
1 0 9	1 0 5			
1 1 0	1 0 6			
1 1 1	1 0 7			
1 1 2	1 0 8			
1 1 3	1 0 9			

イ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1

4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
1 0	6	6	2
1 1	7	7	3
1 2	8	8	4
1 3	9	9	5
1 4	1 0	1 0	6
1 5	1 1	1 1	7
1 6	1 2	1 2	8
1 7	1 3	1 3	9
1 8	1 4	1 4	1 0
1 9	1 5	1 5	1 1
2 0	1 6	1 6	1 2
2 1	1 7	1 7	1 3
2 2	1 8	1 8	1 4
2 3	1 9	1 9	1 5
2 4	2 0	2 0	1 6
2 5	2 1	2 1	1 7
2 6	2 2	2 2	1 8
2 7	2 3	2 3	1 9
2 8	2 4	2 4	2 0
2 9	2 5	2 5	2 1
3 0	2 6	2 6	2 2
3 1	2 7	2 7	2 3
3 2	2 8	2 8	2 4
3 3	2 9	2 9	2 5
3 4	3 0	3 0	2 6
3 5	3 1	3 1	2 7
3 6	3 2	3 2	2 8
3 7	3 3	3 3	2 9
3 8	3 4	3 4	3 0

3 9	3 5	3 5	3 1
4 0	3 6	3 6	3 2
4 1	3 7	3 7	3 3
4 2	3 8	3 8	3 4
4 3	3 9	3 9	3 5
4 4	4 0	4 0	3 6
4 5	4 1	4 1	3 7
4 6	4 2	4 2	3 8
4 7	4 3	4 3	3 9
4 8	4 4	4 4	4 0
4 9	4 5	4 5	4 1
5 0	4 6	4 6	4 2
5 1	4 7	4 7	4 3
5 2	4 8	4 8	4 4
5 3	4 9	4 9	4 5
5 4	5 0	5 0	4 6
5 5	5 1	5 1	4 7
5 6	5 2	5 2	4 8
5 7	5 3	5 3	4 9
5 8	5 4	5 4	5 0
5 9	5 5	5 5	5 1
6 0	5 6	5 6	5 2
6 1	5 7	5 7	5 3
6 2	5 8	5 8	5 4
6 3	5 9	5 9	5 5
6 4	6 0	6 0	5 6
6 5	6 1	6 1	5 7
6 6	6 2	6 2	5 8
6 7	6 3	6 3	5 9
6 8	6 4	6 4	6 0
6 9	6 5	6 5	6 1
7 0	6 6	6 6	6 2
7 1	6 7	6 7	6 3
7 2	6 8	6 8	6 4
7 3	6 9	6 9	6 5

7 4	7 0	7 0	6 6
7 5	7 1	7 1	6 7
7 6	7 2	7 2	6 8
7 7	7 3	7 3	6 9
7 8	7 4	7 4	7 0
7 9	7 5	7 5	7 1
8 0	7 6	7 6	7 2
8 1	7 7	7 7	7 3
8 2	7 8	7 8	7 4
8 3	7 9	7 9	7 5
8 4	8 0	8 0	7 6
8 5	8 1	8 1	7 7
8 6	8 2	8 2	
8 7	8 3	8 3	
8 8	8 4	8 4	
8 9	8 5	8 5	
9 0	8 6	8 6	
9 1	8 7	8 7	
9 2	8 8	8 8	
9 3	8 9	8 9	
9 4	9 0	9 0	
9 5	9 1	9 1	
9 6	9 2	9 2	
9 7	9 3	9 3	
9 8	9 4	9 4	
9 9	9 5	9 5	
1 0 0	9 6	9 6	
1 0 1	9 7	9 7	
1 0 2	9 8	9 8	
1 0 3	9 9	9 9	
1 0 4	1 0 0	1 0 0	
1 0 5	1 0 1	1 0 1	
1 0 6	1 0 2		
1 0 7	1 0 3		
1 0 8	1 0 4		

1 0 9	1 0 5		
1 1 0	1 0 6		
1 1 1	1 0 7		
1 1 2	1 0 8		
1 1 3	1 0 9		

ウ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
1 0	6	6	2
1 1	7	7	3
1 2	8	8	4
1 3	9	9	5
1 4	1 0	1 0	6
1 5	1 1	1 1	7
1 6	1 2	1 2	8
1 7	1 3	1 3	9
1 8	1 4	1 4	1 0
1 9	1 5	1 5	1 1
2 0	1 6	1 6	1 2
2 1	1 7	1 7	1 3
2 2	1 8	1 8	1 4
2 3	1 9	1 9	1 5
2 4	2 0	2 0	1 6
2 5	2 1	2 1	1 7
2 6	2 2	2 2	1 8
2 7	2 3	2 3	1 9

2 8	2 4	2 4	2 0
2 9	2 5	2 5	2 1
3 0	2 6	2 6	2 2
3 1	2 7	2 7	2 3
3 2	2 8	2 8	2 4
3 3	2 9	2 9	2 5
3 4	3 0	3 0	2 6
3 5	3 1	3 1	2 7
3 6	3 2	3 2	2 8
3 7	3 3	3 3	2 9
3 8	3 4	3 4	3 0
3 9	3 5	3 5	3 1
4 0	3 6	3 6	3 2
4 1	3 7	3 7	3 3
4 2	3 8	3 8	3 4
4 3	3 9	3 9	3 5
4 4	4 0	4 0	3 6
4 5	4 1	4 1	3 7
4 6	4 2	4 2	3 8
4 7	4 3	4 3	3 9
4 8	4 4	4 4	4 0
4 9	4 5	4 5	4 1
5 0	4 6	4 6	4 2
5 1	4 7	4 7	4 3
5 2	4 8	4 8	4 4
5 3	4 9	4 9	4 5
5 4	5 0	5 0	4 6
5 5	5 1	5 1	4 7
5 6	5 2	5 2	4 8
5 7	5 3	5 3	4 9
5 8	5 4	5 4	5 0
5 9	5 5	5 5	5 1
6 0	5 6	5 6	5 2
6 1	5 7	5 7	5 3
6 2	5 8	5 8	5 4

6 3	5 9	5 9	5 5
6 4	6 0	6 0	5 6
6 5	6 1	6 1	5 7
6 6	6 2	6 2	5 8
6 7	6 3	6 3	5 9
6 8	6 4	6 4	6 0
6 9	6 5	6 5	6 1
7 0	6 6	6 6	6 2
7 1	6 7	6 7	6 3
7 2	6 8	6 8	6 4
7 3	6 9	6 9	6 5
7 4	7 0	7 0	6 6
7 5	7 1	7 1	6 7
7 6	7 2	7 2	6 8
7 7	7 3	7 3	6 9
7 8	7 4	7 4	7 0
7 9	7 5	7 5	7 1
8 0	7 6	7 6	7 2
8 1	7 7	7 7	7 3
8 2	7 8	7 8	7 4
8 3	7 9	7 9	7 5
8 4	8 0	8 0	7 6
8 5	8 1	8 1	7 7
8 6	8 2	8 2	7 8
8 7	8 3	8 3	7 9
8 8	8 4	8 4	8 0
8 9	8 5	8 5	8 1
9 0	8 6	8 6	8 2
9 1	8 7	8 7	8 3
9 2	8 8	8 8	8 4
9 3	8 9	8 9	8 5
9 4	9 0	9 0	
9 5	9 1	9 1	
9 6	9 2	9 2	
9 7	9 3	9 3	

9 8	9 4	9 4	
9 9	9 5	9 5	
1 0 0	9 6	9 6	
1 0 1	9 7	9 7	
1 0 2	9 8	9 8	
1 0 3	9 9	9 9	
1 0 4	1 0 0	1 0 0	
1 0 5	1 0 1	1 0 1	
1 0 6	1 0 2	1 0 2	
1 0 7	1 0 3	1 0 3	
1 0 8	1 0 4	1 0 4	
1 0 9	1 0 5	1 0 5	
1 1 0	1 0 6	1 0 6	
1 1 1	1 0 7	1 0 7	
1 1 2	1 0 8	1 0 8	
1 1 3	1 0 9	1 0 9	
1 1 4	1 1 0		
1 1 5	1 1 1		
1 1 6	1 1 2		
1 1 7	1 1 3		
1 1 8	1 1 4		
1 1 9	1 1 5		
1 2 0	1 1 6		
1 2 1	1 1 7		
1 2 2	1 1 8		
1 2 3	1 1 9		
1 2 4	1 2 0		
1 2 5	1 2 1		

提案理由

人事院勧告による国家公務員の給与改定等に伴い、本案を提案するものである。

議案第 12 号

職員の寒冷地手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について

職員の寒冷地手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

職員の寒冷地手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の寒冷地手当に関する条例（昭和39年南幌町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「服する職員」の次に「及び地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年南幌町条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(暫定再任用短時間勤務職員に対する寒冷地手当の支給)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員であつて地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員に対する寒冷地手当支給に関する条例第1条の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案を提案するものである。

議案第 13 号

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例
制定について

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例（平成 25 年南幌町条例第 6 号）
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例（平成 2 5 年南幌町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「1 0, 0 0 0 円」を「1 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

補助金の額の上限引き上げに伴い、本案を提案するものである。

議案第 20 号

南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年南幌町条例第 21 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年南幌町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第４号中「第２条第１０項」を「第２条第１１項」に改め、同条第５号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第６号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案を提案するものである。

議案第 2 1 号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（令和 4 年南幌町条例第 2 7 号）
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（令和４年南幌町条例第２７号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「附則第９条第２項」を「附則第９条第６項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、本案を提案するものである。

議案第 22 号

南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する
条例制定について

南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年南幌町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「、3歳に満たない子」を「、小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、前項中」を「、並びに第2項及び前項中」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第16条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年南幌町条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

育児介護休業法等の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、本案を提案するものである。

議案第 23 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年南幌町条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年南幌町条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１８条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

育児介護休業法等の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、本案を提案するものである。

議案第 2 4 号

町道路線の変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、次の町道路線を変更するため、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

整理 番号	新旧の別	路線名	起点	終点	重要な 経過地
3 1	旧	西 1 4 号	南幌町 4 6 9 番 3 （南 6 線交差点）	南幌町 1 0 2 1 番 1 （旧夕張川）	
	新		南幌町 4 6 9 番 3 （南 6 線交差点）	南幌町 3 0 0 3 番 5 （服部健二 地先）	

提案理由

石狩川改修工事のうち、南幌築堤工事及び旧夕張川右岸築堤工事において、当該道路敷地の一部が河川用地として必要となるため、本案を提案するものである。

議案第 25 号

南空知葬斎組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、南空知葬斎組合規約（平成 9 年 2 月 25 日空振興第 2382 号指令）を次のとおり変更する。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南空知葬斎組合規約の一部を変更する規約

南空知葬斎組合規約（平成９年２月２５日空振興第２３８２号指令）の一部を次のように変更する。

第４条中「夕張郡由仁町新光２００番地、由仁町役場」を「夕張郡長沼町字フシコ７７９０番地、伏古斎苑」に改める。

附 則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

南空知葬斎組合規約の一部を変更するため、地方自治法の規定により、本案を提案するものである。

議案第 26 号

岩見沢市と南幌町における定住自立圏の形成に関する協定の締結
について

南幌町議会の議決すべき事件に関する条例（令和6年南幌町条例第21号）
第2条の規定により、岩見沢市との間において定住自立圏形成協定を締結する
ことについて、議会の議決を求める。

令和7年3月5日提出
南幌町長 大崎 貞二

記

定住自立圏の形成に関する協定書

岩 見 沢 市
南 幌 町

定住自立圏の形成に関する協定

岩見沢市（以下「甲」という。）と南幌町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定する中心市宣言を公表した甲と、当該中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らすことができる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表1から別表3に定めるとおりとする。

- （1） 生活機能の強化に係る政策分野（別表1）
- （2） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表2）
- （3） 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野（別表3）

（事務執行にあたっての連携及び分担）

第4条 甲及び乙は、別表1から別表3に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行にあたるものとする。

- 2 甲及び乙は、別表1から別表3に定める取組を推進するため、これらの表に規定するもののほか、必要な費用が生じた場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により、必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに別表1から別表3及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議のうえ、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、予め議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、予め議会の議決を経たうえで、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して、2年を経過した日にその効力を失う。但し、この協定の効力を失う日を、甲乙同意のうえ、別に定めたときは、この限りではない。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市長 松 野 哲

乙 空知郡南幌町栄町3丁目2番地1号

南幌町長 大 崎 貞 二

別表 1〔第 3 条（1）〕

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

救急医療体制	取組内容	圏域住民が安心して必要な医療が受けられるよう、休日・夜間及び専門医の救急医療体制の確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、救急医療体制の確保に向けて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、救急医療体制の確保に向けて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
地域医療	取組内容	圏域の医療体制の充実を図るため、地域医療の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地域医療の推進に向けて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地域医療の推進に向けて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の医療分野	取組内容	医療に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、医療に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、医療に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

2 福祉

障がい者福祉	取組内容	障がい者福祉に関する相談や地域支援体制の整備など、障がい者福祉の充実に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、障がい者福祉の充実に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、障がい者福祉の充実に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
高齢者福祉	取組内容	高齢者や介護に関する相談や地域支援体制の整備など、高齢者福祉の充実に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、高齢者福祉の充実に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、高齢者福祉の充実に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の福祉分野	取組内容	福祉に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、福祉に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、福祉に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

3 教育

学校教育	取組内容	児童生徒の個性を伸ばすことや学力向上、児童生徒に提供する教育環境の整備など、学校教育の推進について取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、学校教育の推進に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。

	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、学校教育の推進に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
生涯学習・社会教育	取組内容	スポーツや芸術・文化活動を通じた生きがいのある豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習・社会教育の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、生涯学習・社会教育を推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、生涯学習・社会教育を推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の教育分野	取組内容	教育に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、教育に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、教育に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

4 土地利用

土地利用	取組内容	地域特性を活かした都市機能の集約と役割分担並びに土地の有効利用の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、都市機能の集約と役割分担並びに土地の有効利用に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、都市機能の集約と役割分担並びに土地の有効利用に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

5 産業振興

農業	取組内容	圏域の基幹産業である農業の振興に向けて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、農業振興に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、農業振興に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
商工・雇用	取組内容	圏域における地域経済の活性化と雇用促進・人材確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地域経済の活性化と雇用促進・人材確保に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地域経済の活性化と雇用促進・人材確保に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
観光	取組内容	地域資源を活かした観光振興と物産振興に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、観光振興と物産振興に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、観光振興と物産振興に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の産業振興分野	取組内容	産業振興に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、産業振興に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。

	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、産業振興に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
--	------	--

6 環境

環境・衛生	取組内容	脱炭素社会の構築に向けたＣＯ２の削減やエネルギー対策、環境衛生施設の効率化など、環境・衛生事業の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、環境・衛生事業に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、環境・衛生事業に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
廃棄物対策	取組内容	廃棄物等の安定的かつ効率的な収集・処理体制の確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、廃棄物対策に係る事業に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、廃棄物対策に係る事業に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の環境分野	取組内容	環境に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、環境に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、環境に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

7 防災

防災	取組内容	防災教育や訓練を通じた地域防災力の向上と、災害時における防災体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地域防災力の向上と防災体制の整備に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地域防災力の向上と防災体制の整備に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
消防	取組内容	住民の安全を守る体制を確保するため、消防施設等の効率的な運用と適切な消防活動の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、消防施設等の効率的な運用と適切な消防活動を推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、消防施設等の効率的な運用と適切な消防活動を推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

8 生活機能の強化に係るその他の分野

生活機能の強化に係るその他の連携	取組内容	生活機能の強化に係るその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、生活機能の強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、生活機能の強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

別表２〔第３条（２）〕

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

１ 地域公共交通

地域公共交通	取組内容	圏域内の移動手段として、地域公共交通の維持・確保や利用促進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・交通事業者と連携し、公共交通の維持・確保に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・交通事業者と連携し、公共交通の維持・確保に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

２ デジタル・ディバイドの解消へ向けたインフラ整備

ＩＣＴインフラ	取組内容	住民サービスのために必要なＩＣＴ環境の整備と利活用の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・事業者と連携し、ＩＣＴ環境の整備と利活用に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・事業者と連携し、ＩＣＴ環境の整備と利活用に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

３ 道路等の交通インフラの整備

道路インフラ	取組内容	効率的な交通ネットワークの形成など、圏域内の円滑な道路交通の確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・事業者と連携し、円滑な道路交通の確保に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に

		取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・事業者と連携し、円滑な道路交通の確保に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

4 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

地産地消	取組内容	生産者と消費者との相互理解や地場産農産物の消費拡大など、地場産品の振興と地産地消の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地場産品の振興と地産地消を推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地場産品の振興と地産地消を推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

5 地域内外の住民との交流・移住促進

移住	取組内容	圏域に住民が住み続けるための安定した人口を確保するため、圏域外からの移住促進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、移住促進の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、移住促進の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
域内外交流	取組内容	定住自立圏の取組の圏域内への浸透を図ることで、域内交流を促進するとともに、圏域の魅力や行政情報・暮らしの情報の域外発信により、交流・関係人口の創出に取り組む。

	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、域内外交流の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、域内外交流の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

6 結びつきやネットワークの強化に係るその他の分野

結びつきやネットワークの強化に係るその他の連携	取組内容	結びつきやネットワークの強化に係るその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、結びつきやネットワークの強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、結びつきやネットワークの強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

別表3〔第3条（3）〕

資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

1 人材の育成

人材育成	取組内容	住民や企業、学生によるまちづくり活動や地域活動を促進するため、まちづくりに関わる人材の育成に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、まちづくりに関わる人材育成の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、まちづくりに関わる人材育成の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

2 外部からの行政及び民間人材の活用

外部人材の活用	取組内容	民間企業等経験者の活用や国・北海道との人事交流を通じて、まちづくりに関わる人材及び専門人材の確保と行政職員の政策能力の醸成に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、外部人材活用の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、外部人材活用の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

3 圏域内市町村の職員等の交流

職員研修	取組内容	行政に必要な知識の習得と資質向上を図るとともに、多様な視点で政策形成できる職員の育成に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関と連携し、職員の育成に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。

	乙の役割	甲や関係機関と連携し、職員の育成に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
--	------	--

4 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等

公共施設	取組内容	公共施設の立地状況、利用実態等を踏まえた最適配置の調査検討並びに複数市町に跨る公共施設の集約化・共同利用等に向けて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関と連携し、公共施設の最適配置の調査検討並びに公共施設の集約化・共同利用等に向けた取組みをすすめるとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関と連携し、公共施設の最適配置の調査検討並びに公共施設の集約化・共同利用等に向けた取組みをすすめるとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

5 人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施

事務の共同実施	取組内容	人材をはじめとする地域資源の効率的な活用を図るため、必要な事務の共同実施に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関と連携し、必要な事務の共同実施に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関と連携し、必要な事務の共同実施に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

6 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他の分野

資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他の連携	取組内容	資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市とし

		て必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

提案理由

定住自立圏の形成に関する協定について、岩見沢市と協定を締結するため、本案を提出するものである。

議案第 27 号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町南 1 4 線西 1 1 番地

しらくら と し み

白 倉 敏 美

昭和 29 年 9 月 26 日生

提案理由

監査委員（識見を有する者）が令和 7 年 3 月 24 日をもって任期満了となるため、本案を提案するものである。

議案第 28 号

公平委員会委員の選任について

下記の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町中央 1 丁目 4 番 3 号

わたなべ しゅういち

渡 邊 修 一

昭和 32 年 1 月 3 日生

南幌町中央 1 丁目 8 番 3 号

かわむら ひでとし

川 村 英 俊

昭和 30 年 1 月 21 日生

南幌町中央 4 丁目 4 番 8 号

たかまつ けいこ

高 松 佳 子

昭和 31 年 9 月 25 日生

提案理由

公平委員会委員の任期満了に伴い、本案を提案するものである。

発議第 1 号

南幌町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

南幌町議会個人情報保護条例（令和 5 年南幌町条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

提出者	南幌町議会議員	佐 藤 妙 子
賛成者	〃	熊 木 恵 子
〃	〃	石 川 康 弘

記

南幌町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

南幌町議会個人情報保護条例（令和５年南幌町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「第２条第１項」を「第２条」に改め、同条第９項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１８条第２項第１号中「給与」の次に「若しくは報酬」を加える。

第１９条第１項中「議会の保有する」を削る。

第３９条第１項第１号イ中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案を提案するものである。

発議第 2 号

議員の派遣承認について

次のことについて、議員の派遣承認が必要なので議会の承認を求める。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 目 的 | 南幌町議会懇談会出席のため |
| 2 | 期 日 | 自：令和 7 年 4 月 1 日
至：令和 8 年 3 月 3 1 日 |
| 3 | 場 所 | 南幌町 |
| 4 | 派遣人員 | 1 1 名 |
| 5 | 経 費 | 予算の範囲内 |

令和 7 年 3 月 5 日提出

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

発議第3号

議員の派遣承認について

次のことについて、議員の派遣承認が必要なので議会の承認を求める。

記

- | | | |
|---|------|------------------------|
| 1 | 目 的 | 北海道町村議会議長会主催議員研修会出席のため |
| 2 | 期 日 | 令和7年7月8日 |
| 3 | 場 所 | 札幌市 |
| 4 | 派遣人員 | 11名 |
| 5 | 経 費 | 予算の範囲内 |

令和7年3月5日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

発議第4号

議員の派遣承認について

次のことについて、議員の派遣承認が必要なので議会の承認を求める。

記

- | | | |
|---|------|--------------------------|
| 1 | 目 的 | 北海道町村議会議長会主催議会広報研修会出席のため |
| 2 | 期 日 | 令和7年8月19日 |
| 3 | 場 所 | 札幌市 |
| 4 | 派遣人員 | 6名 |
| 5 | 経 費 | 予算の範囲内 |

令和7年3月5日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

発議第 5 号

総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務
調査について

このことについて、総務常任委員長、産業経済常任委員長、議会運営委員長
より別紙のとおり所管事務調査について通知があったので、議会の承認を求め
る。

令和 7 年 3 月 5 日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

令和7年2月26日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

総務常任委員長 熊 木 恵 子



所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

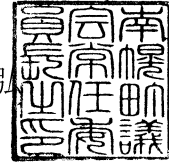
記

- | | | |
|---|------|---------------------------|
| 1 | 調査事項 | 総務常任委員会所管に関する事項 |
| 2 | 調査期間 | 自：令和7年4月1日
至：令和7年6月30日 |
| 3 | 経 費 | 予算の範囲内 |

令和7年2月26日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

産業経済常任委員長 石 川 康 弘



所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|------|---------------------------|
| 1 | 調査事項 | 産業経済常任委員会所管に関する事項 |
| 2 | 調査期間 | 自：令和7年4月1日
至：令和7年6月30日 |
| 3 | 経 費 | 予算の範囲内 |

令和7年2月26日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

議会運営委員長 佐 藤 妙 子



所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第2項の規定により通知します。

記

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 調査事項 | 議会運営委員会所管に関する事項 |
| 2 調査期間 | 自：令和7年4月1日
至：令和7年6月30日 |
| 3 経 費 | 予算の範囲内 |

